

2021年1月14日

成人会員各位

神戸 YMCA  
ファミリーウエルネスセンター  
所長 野口賢太郎

## 緊急事態宣言発令に伴う開館時間の変更について

平素は神戸 YMCA の諸活動にまた新型コロナウイルス感染防止対策にご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

1月13日、政府より緊急事態宣言が7府県(大阪・兵庫・京都・愛知・岐阜・栃木・福岡)に発令され、運動施設に対して営業時間短縮の働きかけがありました。

神戸 YMCA では会員の皆さまとスタッフの安全を最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるという考え方、また医療提供体制の逼迫状況などを鑑み、下記のとおり開館時間等を変更させていただきますのでご確認ください。

急なご連絡となり、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

### 記

- 期 間：2021年1月15日(金)～2021年2月7日(日)
- 変更内容
  - 開館時間：平日 20 時までの短縮、土日 20 時までの延長
- 特別休会について
  - 休会期間：2021年1月15日(金)～2021年2月7日(日)
  - 開館時間変更に伴い、期間中の休会を希望される方につきましては臨時対応受付(2月分請求なし)をさせていただきます。
  - 受付期間：1月24日(日)18:00 までに窓口にてお手続きください。  
    <<窓口受付時間>>  
        平日(木曜除く)：9：30～20：00      土・日：9：30～18：00  
    ※1月に新春スタートアップキャンペーンでご入会の方も臨時対応をいたします。  
    詳しくはフロントにお尋ねください。

以上